

前橋市内公園におけるキッチンカー出店について

1 目的 街区公園・都市公園等における、今後のコミュニティビジネスの事業性や事業課題を把握するとともに、コロナ禍における事業者支援を図るため 移動販売車(キッチンカー)による飲食店などの営業を試験的に実施するものです。

2 実施概要

(1) 実施場所

- 1東ふれあい公園(箱田町)※東公民館(箱田町 543-1)に隣接
- 2前橋こども公園(西片貝町五丁目 7)
- 3大室公園(西大室町 2545)

(2) 実施期間及び時間 1 実施期間

令和3年10月2日(土)から11月7日(日)までの土曜日、日曜日及び祝日(合計13日)

2 出店時間 午前10時から午後4時まで

(搬入開始時間:午前9時から・完全撤収時間:午後5時まで)

(3) 出店対象とする業種

自動車による食品の移動営業であって、食品衛生法施行令(昭和 28年政令第 229 号)第 35 条に規定する飲食店営業、喫茶店営業および菓子製造業のいずれかに該当するものとします。(酒類を除く)

(4) 出店規模 1台当たりの設置面積は 15 m²以内とします。(参考:1区各 3m×5m=15 m²)

3 出店資格等 次に掲げる事項を全て満たす法人又は個人とします。

- (1) 食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に関わる営業許可を有する者
- (2) PL保険(生産物賠償責任保険)、又はそれに準ずる保険に加入している者
- (3) 群馬県のストップコロナ対策認定店であること
- (4) 出店による事故やトラブル等の一切の責任が負える者

4 出店上の条件等

- (1) 酒類の販売は行わないこと。
- (2) 営業に必要な電気や水等は、出店者が自ら用意すること。
- (3) 出店により生じた排水は、公園施設内に流さず、出店者が持ち帰り、適正に処分すること。
- (4) 火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。
- (5) 発電機を使用する場合、園内にガソリンを持参すること及び、園内での発電機へのガソリンの給油行為は禁止します。
- (6) 公園利用者及び近隣住民等の迷惑にならないよう、騒音や振動、異臭等に十分配慮すること。
- (7) 出店者は、必ずごみ箱を移動販売車の直近の見やすい場所に設置し、排出されたごみは出店者が持ち帰り、適正に処分すること。
- (8) 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を報告すること。
- (9) 出店者は出店及び食品、販売行為に関して発生した事故や苦情に対して全ての賠償責任を負うこと。

5 その他事項

- (1) 出店者アンケート調査として、売上高や市内公園の市場性、事業課題等に関するアンケートに協力をお願いします。
- (2) 購入者アンケート調査として、市が用意したアンケート(QRコード)を購入者へ呼びかけるなどの協力をお願いします。
- (3) 雨天等により、やむを得ず出店を中止する場合、又は営業時間が極端に短くなる場合は、事前に連絡をしてください。
- (4) キッチンカー及びその周辺を適宜清掃し、公園の美化に努めてください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の対策を講じてください。(マスクの着用、消毒設備の設置、混雑時のソーシャルディスタンス確保など)。
- (6) こども公園については、子供が家族で楽しめる販売品目(辛い物は除くなど)をお願いします。また、児童文化センター内売店や自動販売機があることから、次の販売品目にご配慮をお願いします。

- 1 飲料(ペットボトル、紙パック、缶ジュース)
- 2 冷凍アイス(かき氷)
- 3 スナック菓子
- 4 おもちゃ(小学生向け)